

山梨県公報

第二千二百三十五号

平成二十四年

六月十一日

月 曜 日

山梨県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十四年五月三十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人未来の荒川をつくる会
- 代表者の氏名 松葉 惇
- 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市富士見二丁目二番三十三号
- 定款に記載された目的
この法人は、荒川及び周辺流域の自然環境を守り、県民が安全かつ気軽に川と接することを可能とする環境整備を企画・立案し、提言するなどの活動を行う。この活動を通して、人と自然との共生を目指す社会作りの一翼を担い、もって山梨県の県土保全と県民の健康と福利厚生の上昇に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十四年六月一日から同年七月三十一日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年十月十一日まで縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章

2 住所

告 示

山梨県告示第二百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 認定番号

山梨県指令建住第千四十六号 一

二 認定対象区域

笛吹市石和町河内字宮窪百四十四番一、百四十五番一

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢一番地
二届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 トライアルマーケット西花輪店
 (二) 所在地 山梨県中央市西花輪字小宮四千四百二十四番八
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	二十四時間
	駐車場 A 午前八時三十分から午後十時三十分まで	駐車場 A 二十四時間
来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場 B 午前八時三十分から午後十時まで	駐車場 B 午前六時から午後十時まで
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後九時まで 午前六時から午後十時まで

- 3 変更する年月日
平成二十四年五月三十日
- 届出年月日
平成二十四年五月十一日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年十月十一日まで縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

一 届出者

山梨県知事 横内正明

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

巨摩野農業協同組合 代表理事 小池通義

代表理事 渡邊健

代表理事 小笠原潤

2 住所

山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 Aコープこま野白根店

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 巨摩野農業協同組合 代表理事 小池通義

代表理事 渡邊健

代表理事 小笠原潤

- (二) 住所 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年一月二十四日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百七十七平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二百四台

- (二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十七台

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百四十三平方メートル

免許 職種	学 科 試 験 の 科 目	関 連 学 科	指 導 方 法

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (1) 位置 届出の図面のとおり
 (2) 容量 四十八立方メートル
 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (1) 開店時刻 午前九時(お盆の期間及び年末 午前七時)
 (2) 閉店時刻 午後九時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後九時三十分まで(お盆の期間及び年末 午前六時三十分から午後九時三十分まで)
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (1) 数 五箇所
 (2) 位置 届出の図面のとおり
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後四時まで
 三 届出年月日
 平成二十四年五月二十三日

● 職業訓練指導員試験の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
 平成二十四年六月十一日
 山梨県知事 横 内 正 明

一 試験を実施する職種及び試験科目
 1 次の職種について学科試験を行う。
 機械科、電子科及び建築科
 2 試験の科目は、次のとおりとする。

建築科	電子科	機械科
一 系基礎学科 1 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工測量 建築製図 関係法規) 2 安全衛生(安全管理 衛生管理) 二 専攻学科	一 系基礎学科 1 電気理論(電気磁気学 直流及び交流理論) 2 電子工学(デジタル回路 アナログ回路 半導体工学 測定法) 3 電気・電子機器(電気機器 電子機器) 4 材料(電気材料 電子部品) 5 安全衛生(安全管理 衛生管理) 二 専攻学科 1 通信工学(情報理論 通信システム方式 伝送工学 通信処理) 2 機器設備(端末設備 伝送交換設備 ネットワーク) 3 制御工学(制御論理 数値制御 コンピュータ制御) 4 工作法(電子回路の設計 電子機器の組立て 修理及び調整法)	一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素 機構と運動) 2 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC加工法 機械工作法 治具 工具) 4 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) 5 安全衛生(安全管理 衛生管理) 二 専攻学科 1 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) 2 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
		一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

<ul style="list-style-type: none"> 1 建築設計（建築設計 設備設計 建築計画） 2 施工法（建築施工法 建築工事 規く術 木 材工作法 仕様及び積算） 3 材料（建築用材料）
--

3 前期以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者（一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）に対して、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(一) 成年被後見人又は被保佐人

(二) 禁錮以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
試験の免除

実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>免除職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工を除く。）</p>	<p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>	<p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>
<p>免除職種に関し、二級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科</p>
<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科</p>

試験の日時及び場所	種	免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>省令別表第十一の三に掲げる免許職種</p>	<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>
		<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
		<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
		<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>
		<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科又は専攻学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p>
		<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>
		<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>
		<p>同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>同一の系基礎学科に限る。）</p>

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成二十四年九月六日(木)午前九時
- 2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

平成二十四年十月一日(月)午前十時に山梨県庁東側掲示板(スクランブル交差点わき)及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。

五 受験手続

八 その他

- 1 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)(及び受験資格を有することを証明する書類)
- 2 試験の免除申請
試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材課(郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。)
- 4 申請書類の受付期間
平成二十四年六月二十九日(金)から七月十三日(金)まで。ただし、郵送の場合は平成二十四年七月十三日までの消印のあるものを有効とする。
- 5 受験手数料
三千百円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)
- 6 受験手数料の交付
受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。
- 6 受験票の交付
受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1)に該当する場合を除く。)(は、指導方法に限り合格とする。
- 3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(1)に該当する場合を除く。)(は、当該学科に限り合格とする。

- 1 委託の相手方
甲府市飯田二丁目二番三号 財団法人山梨県国際交流協会
- 2 委託に係る使用料
山梨県立国際交流センターの使用料
- 3 委託の期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

- 1 開催期日 平成二十四年七月十日(火)午後七時
- 2 開催場所 甲府市和戸町九百五十五番地一 甲府市東部市民センター
- 3 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(和戸町電王線)の変更について
- 4 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 5 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 6 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日(月)午後五時十五分

七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十四年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成二十四年七月十二日（木）午後七時
- 二 開催場所 甲府市湯村三丁目五番二十号 甲府市北部市民センター
- 三 聴こごととする案件 甲府都市計画公園（緑ヶ丘運動公園）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十四年六月二十五日（月）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市一宮町国分字大窪一〇〇二の一及び一〇〇四の一並びに字築地九三二の二並びに字南条二八三の一、二八四の一、二八五の二、二八五の四及び二八五の五並びに字佐渡橋下一〇二八の二及び一〇二八の七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 笛吹市一宮町国分千十四番地一 エルテックサービス株式会社 代表取締役 三井 春法

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十四年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南都留郡富士河口湖町船津字胎内六六〇七の一並びに字ホヤギ六六一八の一及び六六一八の二並びに字三ノ段六六二の九の一部及び道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都中央区日本橋箱崎町五丁目十一番地 株式会社マーキュロップ 代表取締役 社長 田邊 将宏